

武雄市農業委員会

平成30年8月総会議事録

平成30年8月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成30年8月6日（月）
（開会）14時00分 （閉会）16時15分

2. 場 所 武雄市役所 2階会議室（1・2）

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者 0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	13件
議案第4号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
報告第1号	農地等形状変更届出について	1件
報告第2号	農地法第3条の規定に基づく許可の取消しについて	1件

6. 議事内容 以降記載

《農業者年金制度について》

開会に先立ち、一般社団法人佐賀県農業会議の千代島主事から農業委員に対し、農業者年金の制度概要について説明が行われた。

《開会》

事務局長 皆さんこんにちは。改めまして、平成30年8月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、委員全員の出席があっており、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 改めまして、皆さんこんにちは。本日は、新制度の第1回目の総会となりますが、ご出席いただきましたことに対し心から厚く御礼申し上げます。

この数年、異常気象というのが云われておりましたが、今年は正に異常気象かなと思うところがございます。記録的な豪雨、連日の猛暑。特に台風12号は、今まで我々は西から東の方へ抜けていく状況の中で育ておりましたが、今年度は東海の方からUターンして九州の方へ来るという事で、逆走をした台風でございました。今後もそういった台風が、異常気象の中で出て来るんじゃないかなと思っております。テレビを見ても、「小倉を通過しました。」の後に「佐賀を通過しました。」とアナウンスがあって何となく戸惑うところです。

暑さについては、埼玉県で41度を超えたということで、記録的な気温でございましたが、やはり気象庁では暑さを災害と認識しているといわれているように、連日の酷暑でございます。

私事ですが、孫から「風呂の38度はぬるいのに、気温の38度は暑いと感じられるのは、じいちゃん、なんでね。」と言われて私も回答に困り、「水と空気の違いじゃなかね。そのくらいしか言いきらん。お前ももっと勉強をして、じいちゃんに答えを教えてくれ。」とごまかしましたが、委員の皆さん方で詳しい方がいれば教えて下さい。そしたら、じいちゃんとして威張って孫に答えることができますので、よろしく申し上げます。

それでは、ただ今から平成30年8月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第5号までの審議をお願いいたします。その後に2件の報告事項がございます。

審議に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたします。6番 中村和仁委員さん、19番 岩橋久美 委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、事務局から報告事項をお願いします。

事務局長 まず、本日配布しております、「武雄市農業委員会 事業報告 平成30年7月分」をご覧ください。先月の7月5日の旧委員さんによる総会から本日まで

で、1か月間の事業について記載をしております。要点だけ申し上げますと、7月20日（金）に農業委員の辞令交付、推進委員の委嘱が行われ新体制がスタートいたしました。7月25日（水）には白石町で県内合同研修会が開催され、両委員にご出席いただきました。7月28日（金）には調査委員会を開催し、農業委員・推進委員計11名が出席し、6件の転用議案について調査を行いました。以上、事業報告でございました。

事務局 次に、先月の総会でご審議いただきました案件につきまして、県知事の許可状況についてご報告いたします。

先月皆様にご審議いただきました案件のうち、5条が13件ございました。このうち1件については県知事の許可が出ています。後の12件は県のほうで審査中です。

また、昨年11月の総会でご審議いただきました、〇〇町の〇〇の転用案件につきましては、引き続き県で保留です。

事務局 次に、「農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況・農地復元報告」について」ご報告いたします。

農地転用の許可において、申請者から定期的な報告をしてもらうことを条件に、県が許可を出す場合があります。この場合には、申請者から事務局に対して、定期的に報告が提出されます。このうち、工事進捗状況報告は市から県に提出をするものです。利用状況報告は、市で保存をするものです。

表の下のところに、どういうものに条件が付くかを記載しております。工事進捗、工事完了、農地復元報告は県知事への報告になります。2,000㎡以上の転用で建物が建つもので、具体的には、建売分譲住宅、宅地分譲、太陽光発電設備などです。

利用状況報告については、武雄市農業委員会への報告になります。1,000㎡以上の転用で建物が立たないもので、具体的には資材置場、駐車場等です。

7月に事務局が受けた報告をまとめたものが2ページになります。工事完了届が2件、工事進捗届が3件、利用状況報告が4件ありました。

以上ご報告申し上げます。

会 長 事務局から報告がありました。皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申

請が5件提出されております。この5件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

農地法第3条の許可は、農地を農地として売り買いしたり、貸借権の設定などを許可するものです。2ページをご覧ください。判断基準というものがありますが、1つ目に、取得後は全ての農地を効率的に利用する。2つ目に、機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ない。3つ目に、50アールの下限面積を超えている、という3つの判断基準がございます。農地の所有権が移転する際に、「この3つの判断基準を満たしているかどうか」というところを、皆様にご審議いただくこととなります。

では、議案の説明を行います。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田4筆、畑2筆、計5,944㎡。申請事由は「生前贈与のため。」ということです。農地代金は〇〇です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田1筆、計304㎡。申請事由は「先代から譲受人が耕作をしていたが、申請手続をしていなかった。」というもので、今回申請をされています。農地代金は〇〇です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田1筆、計472㎡。申請事由は「わのうのため、集約したい。」というものです。農地代金は〇〇です。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、計569㎡。申請事由は譲渡人は「隣接者に譲りたい。」というものです。それと譲受人の「管理しやすいため。」というもので、所有権を移転する申請をされています。農地代金は〇〇です。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、計330㎡。申請事由は譲渡人の「高齢のため、近隣耕作者に譲りたい。」と、譲受人の「自宅に隣接していて管理しやすい。」という理由で申請されています。農地代金は〇〇です。

申請番号1番から申請番号5番まで、判断基準を全て満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

議案の説明が終わりました。私から説明しますが、議案書には譲渡人や譲受人の氏名等が記入されておりますが、会場には傍聴席があります都合上、事務局が議案を説明する際は、譲渡人や譲受人の氏名等は読み上げないようにしておりますので、ご了解下さい。

それと、事務局から農地代金の説明がありましたが、農業委員になると「田

畑が今いくらで売買されているか」という質問を受ける機会があるかと思
います。その際の参考としていただくために、事務局が金額を説明して
おりますので、お含みおき下さい。

では、地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議
に入りますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 他にございませんか。(なし)。それでは説明が終わりましたので、議案第
1号について、ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思
いますけれども、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、議案第1号についての質疑をと
どめます。議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請について、
許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による5
件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされております。この1件
について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。まず農地法第4条について説明いた
します。農地法第4条の許可は、所有者の方が農地をそれ以外の目的に使用
する時に受ける許可です。議案の下のらん「農地区分」「農地区分の該当事
項」「許可基準の該当事項」というものがございます。

「農地区分」については、農地の状況、周囲の状況から、農地が優良農地
であるかどうか、というところで区分をしております。色付きの資料がござ
いますが、「農地区分」としては、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3
種農地がございます。そこでまず農地区分を分けます。

次に立地基準というのがあって、第3種農地は原則許可して良いとなっ
ています。第2種農地になりますと、第3種農地に立地することが困難な場合
にのみ、許可しうるとなっています。第1種農地、甲種農地は優良農地とい
うことで、原則、転用許可はできないとなっています。

ただ、一般基準がありまして、そこで転用の確実性が認められない場合や、周辺農地への被害防除措置が適切でない場合、一時転用の場合に農地への原状回復が確実とは認められないには、第3種であっても第2種であっても、許可ができないことになっております。

甲種農地、第1種農地も、原則不許可ではありますが、例外許可として、許可できる場合もありますので、そういった部分をご審議をいただくようになっております。

では、議案の説明に戻ります。申請番号1番。〇〇町の田2筆、計2,323㎡。「畜産業の拡大を図り、堆肥を処理して販売していきたい。」ということで、牛舎及び堆肥舎・牧草置場への転用を申請されています。牛舎1棟、発酵舎、牧草置き場、堆肥搬出入エリア・その他で2,323㎡です。こちらは農振農用地と言って、農業の振興地域になっております。そういう所は農振地の除外という手続きを経て転用の手続になりますが、今回は農業の用途が変わっただけですので、農振除外まではなくて、農振農用地のまま「軽微な変更」という手続きを取っておられます。

こちらが「農用地区域内にある農地」という農地区分になり、許可基準の該当事項は「用途区分の変更」で農業用施設への変更ですので、許可し得ると判断しております。

なお、別冊に字図の写しと配置図を資料として付けておりますので、ご確認下さい。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件につきましては、7月30日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから、調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

平成30年7月30日午後1時から調査委員会をA班及び地元農業委員及び地元推進委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第2号 農地法第4条の規定による1件の申請について審議しました。

議案第2号 申請番号1番の「牛舎・堆肥施設・牧草置場」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、1点目に、「事業費より借入金が多いようだが、記載されていない事業費があるのではないか。」という質疑があり、これに対し「借入金の中には運転資金が含まれている。」という回答がありました。

2点目に「糞尿の水分が周囲に漏れる恐れはないか。」という質疑があり、これに対し「糞尿におがくずを混ぜ、水分を吸わせるので周囲に流れる恐れはない。においもほとんどない。」という回答がありました。

3点目に施設についての質疑があり、これに対し「牛舎は鉄骨で、堆肥の発酵舎は長さが50mあり、1日の処理量は2tである。」という説明があり

ました。

4点目に「北側の農地からの水の流れはどうなるのか。」という質疑があり、これに対し「申請地の東側に新設の側溝を設け、水路へ放流する計画である。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長 座長の報告が終わりましたので質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 堆肥小屋の横にアスパラガスの施設がありました。私はアスパラガスの生産者でないので分かりませんが、堆肥小屋が横にあれば害虫被害がないでしょうか。水路を挟んで1mか2m位しかありませんでした。アスパラの生産者はどう思っているのでしょうか。

〇〇番委員 アスパラガスの生産者のところに話を聞きに行つて、被害はないかどうか話をお聞きしましたところ、アスパラガスは大体、堆肥を入れて栽培しますので、そういうことに関しては、乾燥している堆肥でありますし、何ら問題はないという回答でした。また、乾燥小屋が建つた場合、日照問題は大丈夫ですかとお聞きしましたが、北の方に建つので問題は無いでしょうという回答でした。また、し尿排水というものほとんど出ないそうですので、川のほうにも流れないと思いますので、大丈夫であるということを確認しております。

会 長 ほかにありませんか。(無し)。ほかに無いようでございますので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よつて、議案第2号、農地法第4条の規定による1件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

————— 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が13件提出をされています。この13件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号の説明に入る前に、農地法第5条の説明をいたします。第5条の農地転用の許可基準については、先ほど第4条で概要をご説明したものと内容的には変わりません。

第4条と第5条との違いですが、第4条は自分の農地を農地以外の別の目的に転用するということでしたが、第5条は農地の所有者以外の方が、農地以外の目的に転用される場合の申請になります。ですので、所有権移転をされたり、貸借権の設定も、利用目的の変更と併せて行われるということだけが、4条と5条の違いになっております。

それでは議案の申請内容の説明に入ります。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1,132㎡。「申請地周辺のアパートの入居率が高く、需要が見込めると考えたため。」ということで長屋住宅を目的として申請されています。長屋住宅2棟と駐車場、駐輪場その他で1,132㎡を計画されています。

都市計画法に規定する用途地域ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1,266㎡。「現在、公民館の敷地には駐車場スペースが数台分しかなく、路上駐車が多いため危険である。また、区所有のゲートボール場がなく、他の地区のゲートボール場を借用しているため、併せて整備したい。」というものです。ゲートボール1面と駐車場28台その他が計画されています。

農地区分は「特定土地改良区事業の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地。許可基準の該当事項は「地域間交流を図るために設置された施設。」で許可し得ると判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田6筆、計6,073㎡。「住環境が良く、分譲地に適しているため、建売分譲住宅を販売したい。」ということです。宅地が20区画が計画されています。

農地区分は「第3種農地になることが見込まれる区域として、公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地。」で、第2種農地。許可区分の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田5筆、計4,608㎡。申請事由は「住環境が良く分譲地に適しているため、建売分譲住宅を販売したい。」ということで、宅地は17区画を計画されています。

農地区分は「第3種農地になることが見込まれる区域として、公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地。」で第2種農地。許可区分の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」と判断しております。

る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田3筆、計2,622㎡。申請事由は「住環境が良く分譲地に適しているため、建売分譲住宅を販売したい。」ということで、宅地12区画が計画されています。

農地区分は「市民サービスセンター〇〇から概ね500m以内にある農地。」で第2種農地。許可区分の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」と判断しております。

なお、申請番号4番と申請番号5番は一団の開発となっております、開発道路も共有されるということで計画図が提出されています。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、746㎡。「平成8年頃、国の農村公園整備事業で公園を整備した際、公園の一部として利用していた。」というものです。こちら既に公園として利用されており、始末書が添付されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号7番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、319㎡。「現在休耕地となっており、今後耕作の見通しもない。県道に面していて近隣環境も良いので、建売分譲住宅を行いたい。」というものです。宅地1区画が計画されています。

こちらの農地は以前の所有者が整地をされていて、ブロック塀等も整備をされているということで、始末書が添付されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号8番。所有権移転。〇〇町の畑3筆、914㎡。「別荘として購入したが、既に庭園として利用されていたので、拡張して庭園として整備した。」というもので、既に利用がされていたという事で、始末書が添付されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号9番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、992㎡。「現在休耕地で、土地の有効活用を考え、太陽光発電事業を行いたい。」というものです。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地すること

が困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号10番。使用貸借権設定。〇〇町の畑1筆、89㎡。「現在はアパート住まいであるが、将来を考えると実家の隣でお互い助け合っていると、一般住宅を申請地に建てたい。」というものです。こちらは実家への通路として農地の一部を利用していたので、始末書が添付されています。隣地の宅地72,04㎡を同時に利用するというので、併せて161.04㎡で計画されています。

農地区分は「特定土地改良区事業の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地。許可基準の該当事項は「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」で許可し得ると判断しております。

申請番号11番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、275㎡。「現在、自宅の進入路が狭く、1台しか車を止められないので、来客用を含め、駐車場を増設したい。また、庭園を拡張し、安全に孫の世話をしたい。」という案件です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号12番と13番は同じ内容なので、一度に説明をいたします。申請番号12番は、〇〇町の田9筆、畑5筆、計2,389㎡。申請番号13番は、〇〇町の田2筆、畑1筆、計2,887㎡。

どちらも使用貸借権の設定です。「九州新幹線（西九州）佐世保線肥前山口・武雄温泉駅間複線化工事の資材置場等として利用したい。」というものです。貸付期間は許可後から平成33年3月31日までを予定されています。

申請番号12番は、農地区分の該当事項は「農用地区域内にある農地及び中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。」で農用地区域内農地及び第2種農地。許可基準の該当事項は、農用地区域内農地については「一時的な利用に供するもの」、第2種農地については「他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」と判断しております。

申請番号13番は、農地区分の該当事項は「農用地区域内にある農地。」で農用地区域内農地。許可基準の該当事項は「一時的な利用に供するもの」として許可しうると判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

事務局からの説明が終わりました。1番から5番までの案件につきましては、7月28日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

平成30年7月30日午後1時から調査委員会をA班及び地元農業委員及び地元推進委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第3号農地法第5条の規定による5件の申請について審議しました。

まず、申請番号1番の「長屋住宅」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑としては「隣接農地の地目は田となっているが、休耕地になっているのか。」という質疑があり、これに対して「登記地目は田だが、現状は畑として利用されている。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

続きまして、申請番号2番の「区公民館駐車場及びゲートボール場」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、1点目に「区の公民館駐車場が生産森林組合の名義になるのか。」という質疑があり、これに対し「区は地縁団体にはなっておらず、公民館も生産森林組合の名義にしている。」という回答がありました。

2点目に「表面水は敷地内の新設水路に流す計画だが、神社側の水路は残すのか。」という質疑があり、これに対し「神社側の水路は土地改良区のもので残す予定である。」という回答がありました。

3点目に「神社側から乗入れはできるのか。」という質疑があり、これに対し「神社側からは階段を作り、歩行者のみ使用できる。車は南側の市道から乗り入れる計画である。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

続きまして、申請番号3番の「建売分譲住宅」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1点目に「北側の残った農地は、田のまま利用されるのか。」という質疑があり、これに対し、「同時に嵩上げて畑として利用できるよう、来月、形状変更届出がされる予定である。」という回答がありました。

2点目に「北側の水路については、管理しやすいよう両側に張りコンをお願いしたい。」という要望があり、これに対し「地域の方と、張りコンをすることで話し合っている。」という回答がありました。

3点目に「公園・ゴミ置き場の所有はどうなるのか。」という質疑があり、

これに対し「住人の共有名義になり、管理も住人で行う。」という回答がありました。

4点目にスケジュールについて質疑があり、これに対し「許可後2～3か月で造成工事を完了させた後、販売・建築に入る。平成31年12月に20区画建ててしまう計画である。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号3番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

続きまして、申請番号4番及び申請番号5番の「建売分譲住宅」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1点目に「南側の水路については、管理しやすいよう両側に張りコンをお願いしたい。」という要望があり、これに対し「張りコンをする予定である。」という回答がありました。

2点目に「公園・ゴミ置き場の所有はどうなるのか。」という質疑があり、これに対し「市に寄付する予定であるが、管理は住人で行うことになる。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号4番及び申請番号5番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

以上、5件の審議結果について報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございました。1番及び5番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る6番から13番までの案件については、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 10番の件です。借受人は貸付人の孫です。今、母屋のほうに借受人の父が一人で住んでおられ、息子が面倒を見るということで申請されています。母屋の横にあった小屋を壊してそこに建てる計画でしたが、広さが足りないので少し広げますからということで、畑の転用となりました。畑となっていますが、通路みたいにして使われていて、ほとんど畑の役割は果たしていません。そんなにしないで裏の方に建てたらという話もしましたが、食事をするときにいっしょにつながっていたほうがいいということで、このような計画になったと聞いております。家の敷地内ですので何も問題はないと思います。

会 長 他の委員さん、ありませんか。

〇〇番委員 9番の件です。「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得

る。」とありますが、必ず許可をしなければいけないものでしょうか。
それと、この案件は、区長等は了解しているのでしょうか。

事務局 隣接農地の方の承諾印と、〇〇区長、生産組合長の承諾印を取ってあります。

〇〇番委員 申請をするときは必ず区長と生産組合長の印鑑をもらうということですね。

会 長 それと、農業委員と推進委員が推すようになっています。

〇〇番委員 了解しました。

事務局 それと、許可要件の件について説明します。転用の申請が出てから農地の区分をするときに、まず、「第3種農地であるか」というところを見ていきます。大まかに言えば、武雄町や朝日町の中で町のあたりになりますが、9番の案件はそれには該当しないので、第2種農地というところで判断をいたしました。

次に、第2種農地の中で「鉄道の駅とかに近いか」とか、「市役所、町役場に近いか」とか、そういう判断になるんですが、それにも該当しなかったので、「第3種農地になることが見込まれる区域」、これは、北方の案件で出てきましたけれど、公的機関、施設が連担していて、様子としては町に近い感じのところですが、これにも該当しないので、「中山間地域等に存在する、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」というところで、まず判断をさせていただいています。

そのあとに、「許可の基準」はどうかというところになりますが、その中には、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」にしか当てはまらないと判断しております。

ここは圃場整備が入った農地ではないので、第1種農地には該当しません。第2種か第3種かというところで、第2種と判断しております。

許可要件があらかじめ決まっておりますので、この中から選ぶこととなります。

〇〇番委員 ということは、進めることを前提としているわけですね。

事務局 周辺の農地に支障がなければですね。

会 長 という事で今までもそのような判断をしておりました。よろしいでしょうか。

〇〇番委員 場所は〇〇の〇〇の近くですよ。

事務局 ○○社の近くです。

○○番委員 委員は議案が届いたら、前もって現地を見に行って、確認をして下さい。特に自分の担当の案件は。

会 長 それでは地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

○○番委員 3番、4番、5番の分譲宅地についてお尋ねします。周辺には田を作っている人がおられますが、第3種農地になったら周囲の耕作者は関係ないのでしょうか。

○○番委員 この辺りは元々農振地でしたが、武雄バイパスが延長されるという構想ができていたので、7～8年前に農振地から除外しました。北方中央線から南側は農振地です。北側の4町4反ぐらいが農振除外地です。都市計画課と話し合い、地元の同意も得て、それから順序を追って手続をしました。

ここには1号水路から4号水路まで、水路が4本あります。そして1つおきに農業用のポンプが付いていますので、家庭用排水を流さないでくれと言っています。もう一つのところは、いろいろな雑排水を流していいですよと計画を立てています。そういうことで話し合って、だいたい片方から詰めてしか分譲はしないように決めています。ですから今、ダイレックスの方から詰めています。

そういうことで、ぼつんぼつんと売ってもらおうと、隣で農業している者が迷惑をしますので困るわけです。今年までは田は作られるし、作らないところは盛土をして畑にするか、田のままで麦か大豆を作るのか、そういう状態で、隣接者の許可は全部もらってしています。そういうことです。

○○番委員 では、この辺りではそのようになっていくという合意ができているということですね。

○○番委員 そういうことです。

会 長 よいでしょうか。

○○番委員 先日の会議で「通路が挟んでいたら隣接農地所有者の印鑑は必要ない。」と聞きましたが、現場は1～2mぐらいしか離れておらず、農業をしている者に見れば全然関係ないように思えたので、先ほどの質問をしたところでした。

○○番委員 特に、あそこは水利組合があります。区長の印と生産組合長の印と水利組合長の印を打たないと売買はできないようになっています。

会 長 法律上は隣接農地の印鑑を絶対もらわないといけないというものではありませんが、佐賀県内では、同意をもらっておいたほうがトラブルが 1 件でも少なくなるようにとのことで、隣接の許可をもらっています。

ただ、同意の印鑑がない場合には、武雄市農業委員会では賛成か反対かを採決して、「賛成〇名、反対〇名」ということで県には報告をします。そのような事も参考にして、県は許可をするかどうか判断をされます。武雄市農業委員会が反対をした場合でも県には申請書を送らないといけませんので、御承知願いたいと思います。

他に質疑はございませんか。

〇〇番委員 先ほど 3 条許可の時には、「1 反当たりいくら」という金額の説明がありました。この 5 条許可についても金額を教えてくださいませんか。

会 長 3 条の「農地から農地」の場合には金額をお伝えしていますが、5 条の農地外への転用の場合には、不動産業者が関わってきて商売の話になりますので公表はしておりません。

〇〇番委員 了解しました。

会 長 他にございませんか。(なし)。他に無いようですので、議案第 3 号の質疑をとどめます。議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による 1 3 件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による 1 3 件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

《議案第 4 号 農用地利用集積事業計画 (案)》

会 長 次に、議案第 4 号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 まず、農用地利用集積事業計画についてご説明します。主に農地の貸借を行う場合の手続となります。貸し手・借り手からの申請に基づき、この農用地利用集積事業計画(案)を作成します。これは、許可ではなく、武雄市が計画を策定するものです。農業委員会はその計画について、意見を

求められる立場となります。農業委員会の総会を経て、武雄市が計画の公告を行うと、利用権設定の効力が生じます。また、設定されている利用権を期間途中で解約するためには、合意解約書の提出が必要です。これも議案書に記載をされます。

それでは議案の説明に入ります。議案第4号農用地利用集積事業計画(案)についてご説明します。

1ページをご覧ください。こちらに平成30年度第5号利用権設定計画(案)を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。 (なし)

橘町。 (なし)

朝日町。 田。新規 (なし)
再設定、 1件、 1筆、 2,513 m²。
畑。(なし)

若木町。 田。新規、 1件、 4筆、 6,299 m²。
再設定、 1件、 1筆、 986 m²。
畑。(なし)

武内町 (なし)

東川登町 (なし)

西川登町 (なし)

山内町。 田 新規、 2件、 2筆、 2,125 m²。
再設定、 2件、 3筆、 3,758 m²。
畑。(なし)

北方町。 田。新規、 3件、 6筆、 6,501 m²。
再設定、 4件、 7筆、 14,086 m²。
畑。(なし)

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については10ページ以降に記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、議案第4号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 この利用集積事業計画では、主にどのような点を審議すればよろしいでしょうか。

会 長 利用権を設定してよいかどうかを審議いただくものです。委員には議案をあらかじめ届けておりますので、目を通し、特に自分の担当地区については、町の委員とも話をし、借受人に利用権を設定してよいか、確認をしておいて下さい。

〇〇番委員 了解しました。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 平成4年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 農業振興地域内 農用地からの除外》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 農林課の高木と申します。議案第5号の説明をいたします。新任の農業委員さんもおられますので、なぜ農業委員会に意見を聞くのかというところをまずもってご説明申し上げます。

「農業振興地域の整備に関する法律」の施行規則、農振法のルールブックのようなものですが、その中に「市長は農振法の施行地域を定めたり、変更を行う場合には、農業委員会の意見を聞くものとする。」という規定がありますので、これに基づいて意見を伺うものです。

それでは、今回の除外の申請内容についてご説明いたします。

1番は〇〇町の〇〇です。申請者は別のところに資材置き場を借りて、営

業されていますが、今回、その場所を返却しなければならなくなり、急遽、代替の場所を探され、山を造成したり、防犯上問題があるところはいけないということで、申請地に除外申請が出ております。

次に2番。〇〇町。こちらは既に工事車両駐車場及び工具等置き場として使われており、元々、持ち主との契約で20年前から借りておられます。始末書を添えて除外申請をされています。

次に3番。〇〇町の〇〇です。除外目的は集合住宅です。

次に4番。〇〇町の〇〇です。除外目的は建売分譲住宅です。

次に5番。〇〇町です。除外目的は携帯電話の無線基地局です。筆の面積は広いですが、鉄塔を立てるのに必要最小面積として8㎡の除外申請となっています。

次に6番。〇〇町〇〇の田2筆。排水等が悪く水稲もできないということで、除外目的は太陽光発電施設です。

以上、説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会 長 農林課の説明が終わりましたが、局長からも説明があるとのこと。

事務局 さきほど農地転用ということで4条・5条の許可申請についてご審議いただきましたが、「農業振興地域の整備に関する法律」という法律がありまして、武雄市内の農地は、農業振興地域に入っている農地と、そうでない農地にわかれています。指定を受けている農地と指定を受けていない農地です。

指定を受けていない農地は、農地転用の手続きを1回すれば終わりですが、農業振興地域に入っている農地は、転用手続きをする前に、農業振興地域から除外する手続きが必要になります。ですから手続きが2回必要になります。

農振地域から除外する手続きについては、農林課が窓口になっています。そういうわけで、農林課と申しますか武雄市が、農業委員会に対して「農振地域から除外していいですか。」と尋ねているわけです。

ですので、今日は「農振地からの除外」として議案が提出されていますが、これが承認されれば、近ければ半年ぐらい先には、今度は農地転用の議案としてもう1回議案として上がってきますので、その辺りを含めてご検討を下さい。以上です。

会 長 議案の説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 6番の案件です。ここの川の北側は全部、圃場整備ですか。

農林課 地図でねずみ色が付いている農地は全て農振地です。そのうち斜め線が入ったものが今回除外を申請される農地です。色が付いていない農地は農振地ではありません。

会 長 5番の携帯電話無線局の件で尋ねます。以前東川登で携帯電話の無線基地

局が建った際には農業委員会には何もなかったもので、尋ねたところ、「電波法に基づくもので農業委員会の許可は必要ない」ということでしたが、どうなっていますか。

農林課 農振除外では、そういった公共性が高いものについては、手続きが若干柔軟に対応できるようになっております。緊急に行う場合もありますので、建てた後に申請をしても良いようになっています。

〇〇番委員 会長が云われた場所は農振除外地区です。

会 長 除外地区ですね。だから農業委員会には出ないという事ですね。了解しました。

〇〇番委員 多面的機能支払いは「5年間は転用できない」という決まりがありますよね。議案に多面的「あり」と書いてあるのは、まず農振だけをさきに除外して、5年過ぎてから転用の申請をするということですか。

農林課 多面的あるいは中山間の補助金も一緒ですが、農振地でなければいけないという要件がありますので、除外をすることによって要件を失います。そういった場合には、「農振除外になって、もし補助金を返さなければならないようになった場合には、その分は返還します。」と一筆、承諾書を書いていただいています。そういった取り扱いをしているところです。

〇〇番委員 私が聞いていたのは「5年間、前にさかのぼって返さないといけない。」ということでしたが。

松尾理事（農政担当） さかのぼっての返還となります。

〇〇番委員 今回は農振除外だけだからまだ、返さなくてもよいわけですか。

松尾理事（農政担当） いえ、農振に入っていないといけません。

〇〇番委員 農振除外で多面的の対象地であれば、そこの役員の代表者の印鑑も必要になります。勝手にはできないようになっています。

〇〇番委員 1番について質問です。「使用中の借地を返却することになり」とありますが、農振地がすでに資材置場になっていたということですか。

農林課 「使用中の借地」は申請地とは別の場所です。別の農地を「これから資材置き場にしますよ」という申請です。

会 長 今までしていたところを返さなければいけなくなったので、今回新しく申請をしますよということです。「さかのぼって5年間払わないといけない。」というのは、「その地区の人が」という事です。

〇〇番委員 たとえば5番の案件は多面的機能支払いの対象に入っていますが、そこを農振地から除外すれば多面的機能支払いの補助金をさかのぼって返さないといけないという事は、所有者は知っているのでしょうか。それとも、地区の農地水の担当者が手続きをされるという事でしょうか。

農林課 そうです。

〇〇番委員 うちの地区では、農振地に携帯電話の無線基地局が建ったことがあります。中山間も農地水も、さかのぼって返さなく済んだという事例がありました。緊急性を要する中継局だからかどうか分かりませんが、

〇〇番委員 確認です。5番の携帯電話無線基地局は、結局、中山間も多面的も返さなくていいということですか。

農林課 農林課としては担当者同士で連携をして、農地水のルールに基づいて運用を行っております。本日は農振地からの除外について協議をお願いしたところです。

会 長 ほかにございませんか。(なし)。ほかに無いようですので質疑をとどめます。議案第5号「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見」については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる。」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる。」と回答することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届出について》

会 長 次に、報告事項に移ります。報告第1号「農地等形状変更届出について」1件の報告が提出されています。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 農地等の形状変更届け出につきましては、田を畑に転換される際に盛土をされたりする場合に、周囲から「転用ではないか。」という疑いをも持たれな

いように、先に変更届け出を出していただいて、事務局で承認しましたという札を発行しますので、それを立てて形状の変更をしていただく、という形になります。

地元の農業委員・推進委員に確認していただく点は、「就農地に盛土をすることによって、周囲に影響がないか」という事と、「形状を変更された後も農地として利用されることが確実か」という所を確認いただきたいと思います。

それでは報告1番の説明に入ります。土地は〇〇町の田6筆、計4,147㎡です。変更理由は「耕作しやすいように整地して、柿を栽培したい」というもので、変更内容は「田から畑」です。変更時期は平成30年8月15日から平成31年8月14日までを予定されています。かさ上げの高さは1.1m、土量は4,000㎡です。施行業者は〇〇です。

以上報告いたします。

会 長 それでは、説明が終わりましたので、報告第1号「農地等形状変更届出について」、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

〇〇番委員 担当の推進委員が「本当に栽培を続けてくれるのか」ということを危惧しておりましたが、どのような観点で見守りをするのでしょうか。立ち入り調査などを行うのでしょうか。

事務局 農地等形状変更届出には、「3年間は転用等には使わない」という確約書を一緒に付けていただいています。

〇〇番委員 了解いたしました。

会 長 栽培がされているかどうか、農地パトロールの時に委員さんが確認をして下さい。

〇〇番委員 隣接するため池の名義はどうなっていますか。

事務局 ため池については、「〇〇分・〇〇分・〇〇分」となっております。

〇〇番委員 田から畑にするために土を入れることによって水路が詰まるとか、色々な問題が出てくるかと思います。ため池の共有者に話をしておく必要があると思います。

会 長 事務局は連絡をお願いします。
他にございませんか。(なし)。これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

—————《報告第2号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて》—————

会 長 次、報告第2号に移ります。報告第2号「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」1件の報告が提出されています。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号 「農地法第3条の規定に基づく許可の取り消し」についてご説明いたします。〇〇町の田1筆、396㎡。こちらは平成30年5月2日に第3条で許可を受けられましたが、その後に所有者が親族と協議し、今回、売買をやめたいと、許可の取り消しの申請がっております。申請があったのは平成30年7月12日です。以上、ご報告いたします。

会 長 売買はもう済んでいるのではないですか。

事務局 許可後に売買をする段になって、家族と協議をして売のを取りやめたということです。

会 長 了解しました。他にありませんか。(なし)。これも報告事項ですので、このあたりでとどめます。

—————《閉会》—————

会 長 それでは、以上をもちまして、平成30年8月の農業委員会総会を終わります。